

# ナショナル・トラストと公共性

田代英美\*

**要旨** 本稿の目的は、日本におけるナショナル・トラストが公共性の意味の転換に与えた影響と現段階での課題を分析することである。

日本のナショナル・トラストについては、その発展過程や事業内容から、「運動としてのナショナル・トラスト」・「団体としてのナショナル・トラスト」という類型を提起した。あわせて、「運動としてのナショナル・トラスト」が先行し、団体としての組織化が弱いことが特徴であると指摘した。他方の公共性に関しては、政策としての「正当性」、そこに至る「合意形成過程」、合意の内容を実施する「権限の行使」という3つの要素からなるものと整理した。

ナショナル・トラストは正当性と合意形成過程において外在的開発型を否定し、内在的持続可能型という新たな意味を獲得した。それを空間の取得という具体的なかたちで示そうとしたところに最大の意義がある。しかし、「団体としてのナショナル・トラスト」が全般的に弱いことから、権限の行使＝空間の所有・管理・利用の面では再構築が進んでおらず、大きな課題として残されている。

**キーワード** ナショナル・トラスト、公共性

## 1. はじめに

1960年代後半から70年代にかけて、労働問題を主たるテーマとする従来の社会運動とは性格や担い手を異にする市民運動が世界各地で展開され、“新しい社会運動”として注目を集めた。人権や平和、平等や公正等の実現を掲げ、共通の理念を持つ市民として参加するという、それまでにない行動規範と行動パターンが“新しい”

と称された理由である。環境対策を求める運動もその範疇に入る。日本でも1970年前後に環境関係の法・制度整備が急速に進められたが、それは市民運動や世論の高まりに押された結果である。

環境問題の種類や影響の範囲が拡大し複雑化するとともに、環境対策を求める運動も公害発生を防止する規制や被害者への補償の要求だけでなく、自然環境保全が大きな要求項目となっ

\* 福岡県立大学人間社会学部公共社会学科准教授

てきている。後者と深く関わりつつ展開されたのがナショナル・トラストである。自然環境や地元地域を考慮しない産業政策、開発政策に反対し、それとは別種の観点から持続可能な地域社会の可能性を探ろうとするナショナル・トラストの発展過程は、公共性の問い直しの過程であるとも言えることができる。

本稿では、日本におけるナショナル・トラストが公共性の意味の転換にどのように関わってきたのか、現段階での課題は何かを分析する。

## 2. 日本におけるナショナル・トラスト成立の背景

日本におけるナショナル・トラストの嚆矢が1964年の鎌倉風致保存会であり、1977年に始まった知床の100平方メートル運動が全国的に大きな反響を呼んで、一気にナショナル・トラストの認知度が高まったことは、よく知られている。その後、各地で、さまざまな理由・背景とさまざまな担い手によるナショナル・トラストが設立され、現在では50以上の団体があるとされている。ナショナル・トラスト相互の連絡・協力組織としては、1983年に「ナショナル・トラストをすすめる全国の会」が発足、1992年に改組・法人化されて「社団法人日本ナショナル・トラスト協会」となり、現在に至っている。

環境問題は産業政策・開発政策の問題であり、産業政策・開発政策の転換なしに環境問題は解決しないと認識する限り、すべての環境対策の要求は、主導的な位置にある産業政策・開発政策の「正当性」に疑義を呈し、その「公共性」の根拠を問うことになる。知床や鎌倉のナショナル・トラストもその一例である<sup>(1)</sup>。

2005年に世界自然遺産への登録を実現した知床は、幾度かの知床ブームを経て、“原生の自然を残す観光地”、“自然環境再生・保全の先進地”として知名度が高い。世界自然遺産登録地は知床半島のほぼ中央から知床岬までの北東部分、知床国立公園（1964年指定）とその周辺である。知床国立公園の海域を除く面積は38,633ha、うち国有地が36,215ha（93.7%）を占める。公有地は758ha（2.0%）である。（斜里町ホームページおよび『北海道環境白書'08』、平成20年、p.172）

知床のナショナル・トラストとは、1977年に始まった「国立公園内100平方メートル運動」、知床国立公園内の開拓跡地を地元斜里町が買い取るために広く募金を呼びかけた運動のことである。運動の盛り上がりを紹介した新聞記事では「自分たちの手で知床半島の土地を買い占め、秘境の自然を乱開発から守ろう、というものだ。」と記されている<sup>(2)</sup>。「知床で夢を買いませんか」という斜里町のキャッチコピーも効果的で、メディアの積極的・好意的な報道と相俟って、自然環境保全における新形態の旗手となった。運動開始から20年後の1996年度末、約5万人が協力して募金目標に到達し、運動は次の段階に進んでいる。1997年からの「100平方メートル運動の森・トラスト」では旧運動（土地の取得と植林）を踏まえて、森林再生、本来的な野生生物群集と自然生態系の循環の再生および参加者相互の交流が目標に掲げられている。引き続き寄付も募集されている。

ここでは100平方メートル運動の推移をトレースすることは目的ではない。ただ、次の3点は確認しておきたい。

①100平方メートル<sup>(3)</sup>運動の対象となったのは知床自然公園内の開拓跡地（約470ha）で、

面積から見れば国立公園内のごくわずかである。

②面積としてはごくわずかに過ぎないが、この運動は多くの人々に支持され、同様の問題を抱える人々の解決モデルとなり、学習の対象となってきた。影響は募金によって買い取られた約470haの範囲をはるかに超えて、自然環境保全という思想そのものや自然環境保全の手法としてのナショナル・トラストの定着に及んでいる。

③運動の発端は、国立公園内の開拓跡地が列島改造ブームに乗った乱開発にさらされたことである。斜里町行政はこうした事態を打開すべく国や道にいろいろな働きかけをしたようであるが不調に終わり、町の財政では買取費用は捻出できず、最後の手段として寄付を募る計画を立てたとされている。

この間の事情について、運動開始当時町議会議員で、1987年から5期連続で町長を務めた午来昌氏は次のように述べている<sup>(4)</sup>。

「入植者の離農は、戦後の開拓行政の失敗の結果ともいえるでしょう。彼らは唯一の財産であるこの土地を売ることが望んでいました。そこにやってきたのが、加藤登紀子さんがリバイバルさせた「知床旅情」（1971年）による知床ブームです。これによって予想もしなかった観光客が、知床にやってきます。誰がつけたか、「日本最後の秘境」というキャッチフレーズが踊っていました。」

「おりしも時代は「列島改造ブーム」。入植者たちが汗と涙で拓いた土地を、道内外の不動産・観光業者たちがこぞとばかりに買ったたき始めます。彼らはほんとうに札東を見せながら農家をまわったのです。このままでは長期的なビジョンもない乱開発が起り、知床の開発

史が汚されてしまう。私たちは大きな危機感を抱きました。」

「しかし買われる値段はあまりにも安いものでしたし、彼らにしても、自分たちが歯をくいしばって拓いた土地が、原野商法や乱開発に巻き込まれるのを見るのが辛いわけではない。（中略）8人の入植者たちが最後の財産として大切に抱えていた土地が、120haあまり残っていました。私たちは、これを国や町が一括して買い上げられないか、と考えました。」

100平方メートル運動を起さなければならなかった背景は、国の開拓政策の失敗<sup>(5)</sup>と列島改造ブームのもとでの乱開発であるという。国家的事業の破綻は国家が償うべきであるが、国は斜里町の度々の要請に応えず、窮余の一策として募金によって買い取り資金をまかなう方法が当時の町長によって考え出された。ここで国家的公共性に対峙しているのは、市民というよりも、地方社会である。当時を語る資料は、国家的公共性に振り回され、傷つけられ、土地を奪われようとして、それを阻止し、自分たちの地域社会を守ろうと奔走した一地方社会の姿を伝えている。地域社会のあり方をめぐって住民の間にさまざまな意見や対立があったのは当然であるが、結果からみると、土地の確保および自然環境の再生と保全は、行政<sup>(6)</sup>にも住民にも、現在から将来にわたるまちづくりの基盤であると受け止められたと言える。ナショナル・トラストはそのための資金づくりであった。国家に対しては行政と住民は同じ利害関係の上に存在しており、その意味では行政と住民との距離は非常に近い。農林漁業と観光業を中心とする町の産業構造とともに小規模自治体ならではの行政と住民との近い関係があるのではないかと思われる。

一方、鎌倉の場合は風致地区内の宅地造成計画がきっかけとなっている。

鎌倉風致保存会の設立趣意には次のように記されている<sup>(7)</sup>。

「鎌倉は自然の風景と豊かな文化財に恵まれているが、これを大切に保存して後世に伝えることが鎌倉の誇りであると同時に、鎌倉に託された尊い使命であると信じます。しかし、この風致や文化財を保存することは、多面において個人の所有権を規制することになり、この社会の要望と私権の尊重とを、どのように調整するか、この点が大変に困難な問題であります。現在の国や県、市の行政では、これを調整処理する機能がありませんので、ここに財団法人鎌倉風致保存会を設け、将来に保存すべき風致の地域や物件を具体的に認定し、その認定したものを保有し、さらにこれを維持管理しようとするものであります。」

また、鎌倉風致保存会の発起人・理事として活動した大佛次郎氏は、鎌倉が鎌倉であることの美しさ、ゆかしさ、心地よさを惜しみ、土地の特徴と人の歴史が織り成す風景の個性を尊重すべく、新たな都市づくりの法・基準や思想が必要であると主張した<sup>(8)</sup>。

「戦後の民主主義の時代に建設の梃になっているものは何か考えて見たい。無制限に置かれた私権、特に企業力、集結された財力、資本力である。新しく築くことが決して悪いのでなく、営利だけで勝手に山をくずし海を埋め立て、周囲に及ぼす影響も考えず暴力のように事業だけを推進するところにこれまで考えない混乱と破壊を発生させ、その責任を自分のものとする良心は失われた。」

「古都保存法も、実はその精神を基底にして公共のもの、周囲の無関係の市民にも共通の利

害関係があるもの、同時に国全体の品位や伝統につながる問題として解決を求めたものであろう。人が鎌倉に住み京都に住むのは偶然のことに違いないが、鎌倉、京都を自分たち市民が預かっているので、出来るだけ都市の個性を損なわぬように、と言うことである。もとより、その現代的発展進化を、古都だからと言う理由から反対するのは愚かなことだ。現代化をどの精神で進めるかを尋ねるのである。」

鎌倉では土地開発のあり方が問題であると認識されており、国・県・市がその弊害を防ぐ方を適切に実施できないところに住民による団体の設立理由があった。知床の場合と同様に、地域社会の歴史的・文化的個性、住民の生活を顧慮しない開発事業とその思想への拒否は明らかである。両者の違いは、地元行政との当初の関係である。知床では町行政は初めから拒否の先鋒に立っているが、鎌倉では、市は当時の手続きに従って開発業者の宅地造成に同意しており、保存会の設立趣意からも開発反対住民の行政に対する失望と不信が読み取れる。もっとも、短期間のうちに市は協力姿勢に転じ、市長や市議会議長は保存会の役員として名を連ねている<sup>(9)</sup>。

公共性の要素を政策における「正当性」およびそれに至る「合意形成過程」と解するならば、日本のナショナル・トラストは、国家的公共性に対する反発・否定から始まったと言える。国家的公共性に代わる新たな公共性、新たな正当性と合意形成の基盤は地元地域社会と住民に求められている。

### 3. ナショナル・トラストにおける公共性の内容

国家的公共性に代わる新たな公共性を目指したのは、環境に関する分野でもナショナル・トラストだけではない。ナショナル・トラストが他と異なるのは次の4つの特徴を併せ持っていることである。

- (a) 地域社会に立脚
- (b) 自然環境、歴史的・文化的環境の価値の認識
- (c) 空間の所有／保有と管理
- (d) 同様の関心を持つ人々の参加

政策の正当性は(a)と(b)に関わる。前述のように、ナショナル・トラストでは政策の必要性や有効性を判断する基準は地域社会にある。地域社会の固有性と持続性、住民の生活の安定性が最重要事項であって、たとえどれほど産業を活性化させる計画であったとしても、それがこれまでの地域の産業を破壊したり、地域社会の独自性や住民生活の安定を脅かすものであれば、受け入れ難いと判断されることになる。そして、地域社会の固有性や独自性にはしばしば自然環境の条件や歴史・文化が強く関係している。自然環境保全は環境問題が累積・拡大する中で総論として重要だと認識されるようになっていくが、ナショナル・トラストでは総論ではなく、当該地域社会の地理的・生態的条件や生活環境条件など具体的な要素と不可分であると言える。例えば知床の場合は、自然環境が保全されなければ地元の重要産業である農林漁業や観光業は変化を余儀なくされるであろう。午来氏によれば、斜里町は自然環境を保全することによって農林漁業や観光業の持続的発展が可能な基盤を強固にしていこうとしているので

あって、自然環境が保全されなければ斜里町らしいまちにはならない<sup>10)</sup>。地元地域社会にとって自然環境保全は思想上の課題であるばかりでなく、現実の生活基盤をかたちづくるものである。他方、鎌倉で保全の対象となった地区は産業的な意味合いは薄いのが、歴史的・文化的固有性を象徴し、住民が誇りを感じる景観であると主張されている。いずれの場合も、当該地域社会の外から（国、県や市の行政、開発業者等）持ち込まれた政策や事業に対して、地域社会の自然環境や歴史・文化、住民生活を顧慮しておらず、結果としてそれらを損なう危険性があるとして、その正当性を否定している。外在的開発計画とその思想にかえて、内在的發展とその思想の模索が始まるが、後者の正当性の大きな根拠は固有の自然環境や歴史・文化である。

外在的開発計画・思想の正当性が否定される理由は、合意形成過程にもある。地元地域社会の構成メンバーが合意形成過程の中心にいたかどうか、合意形成の手続きと結論が住民の納得を得られたかどうかである。“新しい社会運動”はそれまで合意形成過程から排除されていた人々や意見の表現手段でもあり、ナショナル・トラストもその側面を共通に持っている。ただし、ナショナル・トラストは地域社会の視点を合意形成過程に持ち込もうとしたのであるが、同時に、その努力が地域外においても多くの人々の共感や支持を得たこと、さらに翻って、地域外の広範な人々の支持や参加が地域社会内での合意形成に力を与えたことが特徴である。すなわち、ナショナル・トラストが提起した合意形成および正当性は(a)と(b)をベースにしているのであるが、(d)の広がりによって強化されたといえよう。世論や当該地域外の賛同者の存在がナショナル・トラストのみならず、環境対策

を求める運動や団体に多大の力を与え、環境運動や団体の正当性を裏付けるものとなった。当該地域外の支持者・参加者数が地域内のそれを上回るケースは、多々見られる。また、たとえば知床の世界自然遺産登録の際にも100平方メートル運動が高く評価されたことが報告されている。

以上を総括して、外在的開発型の正当性・合意形成過程から、内在的持続可能型への転換と呼んでおきたい。

「地域社会に立脚」に関して注意すべきは自治体等の行政と住民との関係である。日本におけるナショナル・トラストでは、住民と行政との関係について、いろいろなパターンが指摘されている。全般的に、住民主体のナショナル・トラストであっても、自治体（および中央省庁）が主要メンバーとして加わったり、主として事業を行う、あるいは事務局として実質的な運営を担当するなど、行政との関係の強さは日本のナショナル・トラストの特徴とも言えるものである。

#### 4. 日本におけるナショナル・トラストの性格

日本のナショナル・トラストの特徴を明確にするために、ここで改めてイギリスのナショナル・トラストとの違いを整理しておく。

イギリス・ナショナル・トラスト<sup>iii)</sup>のホームページ（Annual Report 2009）では次のことが明言されている。

- ・イギリス・ナショナル・トラストはcharity（非営利団体）であり、政府・行政から完全に独立している。
- ・360万人の会員がおり、事業に参加している

ボランティアは5万5千人である。

- ・2005年9月から、the Board of Trustees（Councilから指名された12人で構成）が運営の責任機関となっており、それを支え助言する機関としてCouncilと4つのCommittee、6つのAdvisory Panelが設置されている。以上の機関の委員はボランティア（無報酬）である。オフィスは中央のほか、各地域に15か所設けられている。雇用している職員は、パートタイムや期間雇用を含めて約5,000人である。
  - ・イングランド、ウェールズ、北アイルランドで、計254,000ha以上の土地、海岸線700マイル以上、350以上の重要建造物や庭園を管理している。
  - ・会費、寄付、寄贈された遺産、トラスト商品の販売収入、事業収入によって運営されている。政府・行政からの公的補助金は受けていない。
  - ・年間収入は423,133,000ポンド、うち最も金額の大きい項目は会費である。会費は収入全体の28.8%を占める。
- 会員数や保有財産が格段に多いことや日本とは歴史的背景が異なっていることは、これまでたびたび指摘されている。また、1970年代と2000年以降に組織再編が行われ、その影響や今後の動向が注目されている。ここで重要なポイントとして押さえておきたいのは団体としての基本が異なることである。イギリス・ナショナル・トラストは非営利団体として他から独立しており、会員によって支えられ、団体として土地・建物等を保有し、専従職員を有して独自の事業を行っている。所有する土地・建物等の管理・保全、利用については、事業計画も事業実施も当トラストの責任で行われているのであ

る。日本のナショナル・トラストも非営利団体であり、会員や賛同者によって支えられているが、財政的に行政の補助金等がなければ成り立っていない団体が多い。また、専従職員を有している団体は少数である。ナショナル・トラストが抱える問題として常に指摘されるのは、人的不足と財源不足である。

自治体が主導するナショナル・トラストとされる知床の場合をみると、イギリス・ナショナル・トラストとの違いは極めて明瞭である。知床のナショナル・トラストの参加者は寄付を寄せた人であり、人数もはっきりしている。しかし、参加者による団体はない。ナショナル・トラストの参加者はいるが、ナショナル・トラスト団体はないのである。寄付は土地の購入に当てられるが、購入された土地を保有するのは参加者または参加者が構成する団体ではなく町行政であり、土地を管理するのは参加者または参加者によって雇用／選出された職員ではなく町行政である。知床のナショナル・トラストはまさに“トラスト運動”であって、団体ではない。

「運動としてのナショナル・トラスト」と「団体としてのナショナル・トラスト」とは区別するべきである。良し悪しはともかく、日本では「運動としてのナショナル・トラスト」が先行してきた。日本におけるナショナル・トラストの多様さ、自治体・行政との関係の強さは、「運動としてのナショナル・トラスト」が先行し「団体としてのナショナル・トラスト」を可能にする法や制度の整備が遅れているためではないか。

「運動としてのナショナル・トラスト」が支持され影響力を持った成果は、公共性における正当性と合意形成過程の見直しに現れている。

しかし、「団体としてのナショナル・トラスト」が十分な基盤を持ち得なかったことが、行政との強い協力関係を必然的なものとした。そこには合意の内容を実際の施策や事業として実施する際の権限の問題—上記(c)—が絡んでいる。

## 5. 公共性実現における問題：理念と権限

ナショナル・トラストは土地や建物、河川や海岸等の空間を取得するという点が最大の強みと言ってよい。それは同時に、ナショナル・トラストに大きな課題を突きつけるものでもある。

環境対策の推進力となった市民運動のなかでも、ナショナル・トラストは(c)の特徴を持つことで独自の貢献をすることになった。環境問題は空間の所有・利用・管理に深く関係しており、この点を究明しないままでは環境問題は解消しない。ナショナル・トラストは(a)、(b)の観点から必要な空間を自ら所有／保有し、(a)の合意と(d)の支持により利用・管理し、(a)、(b)の安定と持続的発展のために(c)のあり方を(a)が中心になって決めていこうという考え方のもとで成立するものである。

空間の所有・利用・管理を実施する権限は非常に大きいものであるが、環境問題に関してはしばしば私権の制限（住宅等個人の生活における規制、企業活動への規制など）と個人の行動の規制（動植物保護のために立ち入りを禁止するなど）を含み、それだけに重大な責任を伴う。地域社会全体の土地利用計画、都市計画とも密接に関係する。問題は、その権限を誰が持つのか、それをどこで認めるのかである。

ナショナル・トラストの最大の特徴である土地や建造物等空間の取得・管理はボランティア

な精神とボランティアな活動だけでは不可能である。空間の管理や利用に関わる事業等に専門的に従事する人と組織が必要であり、その権限の行使が正当なものであると社会的に認知されなければならない。空間の所有・利用・管理に関する法・制度の改善はぜひとも必要である<sup>(12)</sup>が、それとともに非営利市民団体が空間という重要な財産を有し、財産に関して権限を行使することに対する社会的認知が必要である。例えば、仮に知床で100平方メートル運動に参加した人によって団体が設立されていたとして、その団体が土地を保有し管理することに社会的な信用が得られたであろうか。自治体が責任を持っているからこそ、人々は安心して募金に応じることができたのではないか<sup>(13)</sup>。非営利市民団体が空間を所有／保有し、その権利を行使して事業を展開するためには、それが当たり前と受け止める社会的な認知が必要なのである。その社会的認知がない限り、空間の所有と管理を行う機関としては行政や行政が保証する団体以外の選択肢はないだろう。ナショナル・トラストは保全／買い取りが必要な場所を提案したり、自主的な保全活動や交流・環境教育に関する活動を行うことが主たる事業となり、空間の管理については行政からの委託がほとんど唯一可能な形態にならざるを得ない。

公共性に関する議論として整理すれば、公共性の内容として先に挙げた「正当性」、「合意形成過程」に、「権限の行使」を加えておきたい。日本におけるナショナル・トラストは、施策の正当性と合意形成過程において基準を大きく転換させた。しかし、権限の行使に関しては十分な認知が形成されず、そのことが「運動としてのナショナル・トラスト」の先行とナショナル・トラストの団体としての弱さを招いている

と言える。自然環境保全という理念は広く支持され、社会的な課題に自主的に参加するボランティアな精神は称揚されたが、ナショナル・トラストが運動としても団体としても今後さらに発展するには、権限の行使を可能にするための法・制度の整備はもちろん、社会的認知の変化が必要である。

## 6. おわりに：空間の管理という課題

空間はそれぞれの場所で固有の性質をもち、人の生活の舞台となることによってさらに歴史的・文化的意味が付加されていく。環境問題は近代における空間の所有・利用・管理、特に産業の発展と地域開発を目的とする空間の所有・管理・利用という問題と深く関わっている。ナショナル・トラストの意義は、商品化すべきではないと判断される空間を取得し保全したことである。ただし、取得された空間は取得した団体の独占物ではなく、“将来世代を含めてすべての人に開かれた空間 (special places for ever, for everyone)”であり、所有の意味は変化している。日本では、前述の通り、空間の所有・利用・管理に関する「権限の行使」の強化が今後の課題であると考えられる。“将来世代を含めてすべての人に開かれた空間 (special places for ever, for everyone)”を利用し管理する権限の行使の強化は、必ずしも空間を所有するナショナル・トラストに強力な権限を与えることではない。どこが“すべての人に開かれた空間”であるのか、それぞれの空間にどのような管理が相応しいのか、どのような利用であれば“賢い利用 (wise use)”と言えるのか、明快に答えがある空間は、実は少ない。取得すべきところや管理・利用手法について、多



数のアクターの参加のもとで検討し、体系的な管理・利用計画を立てることが必要とされている。まずは、検討するための組織化、検討の結果を継続的に計画に盛り込んでいくための組織化が、ナショナル・トラストに求められていると考える。権限の行使の社会的認知は、合意形成過程に参加する人や団体の裾野を広げることから始まるのではないか。

ナショナル・トラストは、公共性の3要素のうち正当性と合意形成過程については、外在的開発型から内在的持続型へと意味を転換させた。「運動としてのナショナル・トラスト」の影響は大きい。課題は権限の行使の強化である。団体としての組織・機能の確立、および、各種アクターの参加による合意形成過程の再構築が問われている。

#### 【注】

- (1) 知床・鎌倉のナショナル・トラストに関しては、付記した参考文献のほか、「知床100平方メートル運動ハウス」（斜里町により1987年設立）に保存・公開されている資料、斜里町・鎌倉風致保存会のホームページを参照した。
- (2) 朝日新聞「天声人語」、1979年11月4日付。「知床100平方メートル運動ハウス」に保存・公開されている切り抜きによる。
- (3) 100平方メートルとは、寄付募集の際の一口（8000円）の単位である。
- (4) 午来昌（2007）p.96～p.97
- (5) 開拓政策の経過と結果、開拓政策の終了に対する評価は、一つの視点だけで語りつくせるものではないようである。菊池慶一（2005）や梅嶺レイ（2007）の指摘は忘れてはならない、隠してはならない重さを持っている。
- (6) 地域社会のあり方をめぐる議論において地方議会

の存在を見落とすことはできない。ただ、議会と行政と住民の関係を上げると地方政治に触れざるを得ないが、それは本稿の目的ではない。ここでは、さまざまな住民層が抱く町づくりの将来像と行政が示す町づくりの方針がかけ離れたものではなく、結果として同じ方向を取ってきたことを確認しておくにとどめたい。

- (7) 木原（1998）p.18
- (8) 大佛（1974）、「その後の課題」、p.65～p.66
- (9) 木原（1998）p.21～p.22、村田（2006）p.82および鎌倉風致保存会ホームページによる。
- (10) 午来（2007）を参照。斜里町では100平方メートル運動を機に突然自然環境保全が始まったのではない。1960年代にはすでに進められていた観光開発とぶつかったり協調したりしながら、自然保護の活動も行われていた。1972年という早い段階で「斜里町自然保護条例」が制定されている。
- (11) イングランド、ウェールズ、北アイルランドを活動範囲とする団体である。スコットランドでは別のナショナル・トラストが組織されており（1931年設立）、ホームページによれば現在約31万人の会員を有している。
- (12) 自然遺産の保全と管理についてだけでも、大久保（2008）によれば、「さまざまな制度の組合わせと関係機関の連携を基礎とする自然遺産管理の現状は、なお一体的管理体制の確立に向けた移行段階にある。」（p.21）
- (13) 斜里町では運動の法的整備を図るため「斜里町自然景観保全林設置条例」、「しれとこ国立公園内土地保全基金条例」を制定し（1978年）、運動地の将来にわたる保全・管理を町長に義務づけている。行政によるこのような法的整備が参加者の運動に対する信頼を高めたことは、容易に想像できる。

【参考文献】

- 大久保規子、2008、「自然遺産の保全と管理制度－自然保護法からみた意義と課題」『環境と公害 第38巻第2号』、岩波書店
- 大佛次郎、1974、『大佛次郎随筆全集 第2巻』、朝日新聞社
- 菊池慶一、2005、『もうひとつの知床』、北海道新聞社
- 木原啓吉、1998、『ナショナル・トラスト 新版』、三省堂
- 午来昌、2007、『大地の遺産』、響文社
- 谷口吉光・堀田恭子・湯浅陽一、2000、「地域リサイクル・システムにおける自治会の役割」『環境社会学研究 第6号』、有斐閣
- 梅嶺レイ、2007、『知床開拓スピリット』、柏艸舎
- 寺田篤生、2006、「鎌倉の世界遺産登録運動」『環境社会学研究 第12号』、有斐閣
- 北海道環境生活部環境局環境政策課、2008、『北海道環境白書`08』
- 前田陽子、2000、「鎌倉市における緑地保全と市民活動」『環境社会学研究 第6号』、有斐閣
- 宮内泰介、2001、「環境自治のしくみづくり－正統性を組みなおす－」『環境社会学研究 第7号』、有斐閣
- 宮本憲一、2006、『持続可能な社会に向かって』、岩波書店
- 村田良介、2006、「しれとこ100平方メートル運動から世界遺産へ」『環境社会学研究 第12号』、有斐閣
- 山中正実、2008、「知床国立公園の世界自然遺産登録の課題と今後」『環境と公害 第38巻第2号』、岩波書店
- 四元忠博、2003、『ナショナル・トラストの軌跡』、緑風出版